

山梨県公報

号外第十一号

平成二十年

三月二十五日

火 曜 日

目 次

選挙管理委員会	一
公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程	一
政治団体等の名称等の届出	一七
収支報告書の要旨の公表	一七
収支報告書の要旨の公表の一部訂正	一三
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	一五
山梨県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	一七
不在者投票を行うことができる施設の指定	一一
不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正	一一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「及び第二号」を、「第二号及び第三号」に改め、同条第四項及び第六項中「参議院議員選挙区選出議員」の下に「及び山梨県知事」を加える。

第十二条第一項中「又は第六条」を、「第六条又は第九条」に、「又は第七条」を、「第七条又は第十条」に改める。

第十三条中「又は第八条」を、「第八条又は第十一条」に改める。

第十三条の二中「又は公費負担条例第七条」を、「公費負担条例第七条に規定する有償契約を締結したピラの作成を業とする者(以下「ピラの作成業者」という。)(又は公費負担条例第十条」に改める。

第十三条の三第一項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に、「選挙運動用ピラ作成証明書」を、「その他の者」の下に、「ピラ作成業者」を加え、同条第二項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に、「選挙運動用ピラ作成証明書」を加え、「及び第七号様式の五」を、「第七号様式の五及び第七号様式の六」に改める。

第十四条中「又は第八条」を、「第八条又は第十一条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の下に、「選挙運動用ピラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の下に、「ピラ作成業者」を加える。

第七号様式中「㍻㉔」を「㍻㉓」とし、「㍻㉒」の次に次の様式を加える。

その2

選挙運動用ピラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ピラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日 執行山梨県知事選挙

候補者 氏 名 印

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	電話（ - - ）	枚	円	
年 月 日	電話（ - - ）	枚	円	
年 月 日	電話（ - - ）	枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第七号様式の二その2中「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」に改め、同様式中「〇〇〇」を「〇〇〇」とし、「〇〇〇」の次に次の様式を加える。

その2

選挙運動用ピラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ピラの作成枚数につき、山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費の負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行山梨県知事選挙

候補者 氏

名



記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）
- 3 確認申請枚数 枚

区	分	作	成	枚	数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (a)				枚	
	今回の枚数 (b)				枚	
	枚数計 (a) + (b)				枚	
	備					考

- 備考
- 1 この申請書は、選挙運動用ピラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 2 この申請書は、ピラ作成業者ごとに別々に候補者から県委員会に提出してください。
 - 3 「前回までの累積枚数」には、他のピラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第七号様式の三その二中「~~第8条~~」を「~~第11条~~」に改め、同様式中「~~水92~~」を「~~水93~~」とし、「~~水91~~」の下に次の様式を加える。

その2

確認番号 第 何 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 氏 名



- 1 年 月 日執行山梨県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 備考
- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはありません。

第七号様式の五を第七号様式の六とし、第七号様式の四の次に次の様式を加える。

第7号様式の5

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものを証明します。

年 月 日 執行山梨県知事選挙
 候補者 氏 名 

ビラ作成業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）

作 成	枚 数	金 額
作 成	枚	円

備考 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数
130,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭（単価）

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

365,000円 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

= 単価

1銭未満
端数は
切り上げ

第八号様式その2中「~~第8条~~」を「~~第11条~~」に改め、「~~その2~~」を「~~その3~~」とし、「~~その1~~」の次に次の様式を加える。

その2

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名及び住居所在地
(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地)

印

- | | | |
|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 請求金額 | 円 |
| 2 | 内訳 | 別紙請求内訳書のとおり |
| 3 | 選挙名 | 年 月 日 執行山梨県知事選挙 |
| 4 | 候補者の氏名 | |
| 5 | 振込先 | 銀行 本・支店 口座名 (普通・当座)
口座番号 |

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書 (選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名 _____

区分	単価 (a)	枚数 (b)	金額 (a) × (b) = (c)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1 基準限度額の「単価」欄には、次により算出した金額を記載してください。

2 ビラ作成業者が県に支払を請求するとき、この証明書を請求書に添付してください。

(1) 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円 30銭

(2) 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 365,000円 + 4円 88銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

1銭未満
端数は

切り上げ

当該作成枚数

3 基準限度額の「枚数」欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 請求金額の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の金額を記載してください。

5 請求金額の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条
第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山梨県日本栄養士連盟山梨県支部	森田園子	齊藤正治	甲府市丸の内一―一〇―五	平成二十年 二月十三日	平成二十年 三月十一日
清水寿昌と共に歩む会	清水岩男	福田良樹	北杜市明野町浅尾二―二二二	平成二十年 三月十九日	平成二十年 三月二十一日

政治資金規正法第七条による届出

届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	岩下てるひとを支援する会 (照友会)	岩下 榮			平成二十年 三月五日	平成二十年 三月五日
新	全国エルピーガス政治連盟 山梨県支部	田邊信義			平成十九年 五月二十六日	平成二十年 三月六日
新	全国エルピーガス政治連盟 山梨県支部	波木井市郎			平成十九年 六月一日	平成二十年 三月六日
新	康友会	大森義晴			平成二十年 三月一日	平成二十年 三月六日
新	栄進会	奥秋清			平成二十年 一月十日	平成二十年 三月七日
新	史友会	樋貝孝雄			平成二十年 三月五日	平成二十年 三月十一日
新	みどり・山梨	土屋要	窪田美恵子		平成二十年 三月七日	平成二十年 三月十一日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分
	日本行政書士政治連盟山梨支部		日本行政書士政治連盟山梨支部		日本共産党山梨県後援会		浅川力三後援会「勝力会」		日本司法書士政治連盟山梨会		通信・放送と医療を考える市民の会	名称
		阿部敏夫	飯沼忠					清水健雄	望月計士			代表者氏名
	藤原定幸					浅川今朝寿	神部昇			奈良正敏	上條貞重	会計責任者氏名
				甲府市相生二丁目四十三番	甲府市相生二丁目四十二番							主たる事務所の所在地
	平成十九年五月二十六日	平成十九年五月二十五日	平成十九年三月十日	平成二十年三月十日	平成二十年三月十日	平成二十年五月二十三日	平成十九年三月十一日	平成十九年三月十一日	平成二十年三月十一日	平成二十年三月十一日	平成二十年三月十一日	異動年月日
	平成二十年三月十八日	平成二十年三月十八日	平成二十年三月十七日	平成二十年三月十三日	平成二十年三月十三日	平成二十年三月十二日	平成二十年三月十一日	平成二十年三月十一日	平成二十年三月十一日	平成二十年三月十一日	平成二十年三月十一日	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
西室覚後援会覚進会	渡邊 泰	斉藤 武男	大月市七保町下和田三八四	平成十九年十二月十日	平成二十年二月十九日
小池等後援会「ひとし会」	秋山 清治	小池 博文	南巨摩郡増穂町小室三〇二〇	平成二十年一月三十日	平成二十年二月二十一日
はぎわら直彦後援会	原 崇	深沢 賢造	甲府市善光寺二一八一	平成二十年二月二十日	平成二十年二月二十一日
市民の暮らし一番の政策実現を支援する会	前田 善通	米山 鐵平	富士吉田市下吉田一五〇三一四	平成十九年十二月三十一日	平成二十年二月二十二日
県政同友会	相馬 修正	滝口 喜久江	大月市大月町花咲一四四〇一六	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月五日
新世紀クラブ	村田 薫	杉本 郁子	大月市大月町花咲一四四〇一六	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月五日
相馬紀夫後援会	相馬 紀夫	相馬よ志美	大月市大月町花咲一二七一―二六	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月五日
むつび会	乙黒 敏	山本 嘉人	西八代郡市川三郷町市川大門三二九四	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月六日
水森調査会	小池 通義	小野 得温	南アルプス市西野一七七	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月七日
ユートピア白根	小野 一三	中込 行雄	南アルプス市西野一七七	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月七日
かがやいている会	中澤 一浩	寺井 英仁	甲府市上石田三一四―一一	平成十九年十月十日	平成二十年三月十日
石井佐武郎後援会	天野 猛雄	潮田 勝彦	大月市笹子町吉久保一〇五四	平成十九年十二月二十日	平成二十年三月十二日
山本富貴を支援する山富会後援会	前原 照男	樋口 公子	笛吹市春日居町鎮目七五一―五	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月十九日
清水寿昌と共に歩む会	三井 敏彦	福田 良樹	北杜市明野町浅尾二二二二	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月二十一日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
相馬紀夫	大月市長	相馬紀夫後援会	大月市大月町花咲一二七一―二六	相馬紀夫	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月五日
乙黒敏	市川三郷町議会議員	むつび会	西八代郡市川三郷町市川大門三二九四	乙黒敏	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月六日

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	相馬紀夫	大月市長	相馬紀夫後援会			平成十九年五月一日	平成二十年三月五日
旧		山梨県議会議員					